

記者発表資料

大規模災害時の応援に関する協定の締結及び調印式について

～台風15号の影響により順延しておりました大隅地域の4市5町と九州地方整備局間の協定につきまして合同調印式を下記の日程で開催します～

国土交通省九州地方整備局長と大隅地域の鹿屋市長、垂水市長、曾於市長、志布志市長、大崎町長、東串良町長、錦江町長、南大隅町長、肝付町長は、国土交通省所管施設（直轄施設を除く）に大規模な災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等による社会的な影響が大きい重大な自然災害）が発生し、または発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、被害の拡大や二次災害の防止を目的とし、大規模災害時の応援に関する協定を締結します。

4市5町合同の調印式を行いますのでお知らせ致します。

※詳細については別紙1参照

1. 日 時 平成23年9月27日（火） 14時00分～14時45分
2. 場 所 鹿屋市役所 3階 庁議室
3. 取 材 公開
4. 内 容 4市5町合同の調印式

記者発表に関する問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 大隅河川国道事務所
鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1
電話(0994)65-2541

技術副所長 榎田 範男（内線 204）
広報担当 建設専門官 安達 正敏（内線 401）

(別紙1)

～鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町が九州地方整備局と協定を締結します～

国土交通省九州地方整備局長と大隅地域の鹿屋市長、垂水市長、曾於市長、志布志市長、大崎町長、東串良町長、錦江町長、南大隅町長、肝付町長は、災害対策基本法第77条に関して、国土交通省所管施設*（直轄施設を除く）に大規模な災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等による社会的な影響が大きい重大な自然災害）が発生し、または発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、被害の拡大や二次災害の防止を目的とし、大規模災害時の応援に関する協定を締結します。

本協定では大規模災害時における応援の内容、被災状況の連絡及び現地情報連絡員の派遣、応援の実施、応援要請の手続き、応援要請の手続きができない場合の応援、経費の負担、平常時の連絡、その他について規定しています。

これにより、災害時の支援を整備局へ要請する場合の相手先や、様式、具体的な内容等について明文化されるため、迅速な応援要請や緊急時対応が可能となる効果が期待されます。

また、支援の主旨や方法、役割の分担（費用負担）等について、平常時より共通認識を持つことにより、相互の連携・支援がより円滑に進むことも期待されます。

※国土交通省所管の市・町の道路、河川、砂防、及び港湾施設などが適用対象となる。
（指定行政機関の長等の応急措置）

参 考

災害対策基本法抜粋

第七十七条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置をすみやかに実施するとともに、都道府県及び市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要な施策を講じなければならない。

2 前項の場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、都道府県知事、市町村長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は指示することができる。

指定地方行政機関一覧（平成19年10月1日内閣府告示第634号）

沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、水戸原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局